



Osaka Gakuin University Repository

Title	ロシアの旅順・大連湾租借の一側面 One aspect of the lease of Port Arthur and Dalny by Russia
Author(s)	広野 好彦 (HIRONO YOSHIHIKO)
Citation	大阪学院大学 国際学論集 (INTERNATIONAL STUDIES), 第 31 巻第 1・2 号 : 31-58
Issue Date	2020.12.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

ロシアの旅順・大連湾租借の一側面

広 野 好 彦

One aspect of the lease of Port Arthur and Dalny by Russia

HIRONO YOSHIHIKO

ABSTRACT

The purpose of this article is to review the historical process of the lease of Port Arthur and Dalny by Russia, mainly relying on a recently published "Port Arthur and Dalny 1894-1904, the last colonial plan of the Russian empire." This reference book contains hundreds of unpublished materials taken from Archive of imperial Russian foreign policy, Russian national military archives, Russian national historical archives, and Russian national naval archives, and so on.

Firstly, the initiative of the lease belongs to the Russian Foreign minister, M.N.Muraviev. Finance minister, S.Iu, Witte insisted on the responsibility of Muraviev in the catastrophe in Manchuria and in the war with Japan in his memoirs. Witte criticized Muraviev in his threatening way to China to get the ports. He stressed his peaceful penetration in China as the best policy. But the difference between the two measures is very negligible from the point of view of China.

Secondly, the decision-making process in Russia was analyzed. In this, war minister A.N.Kuropatkin played a considerable role in deciding on the scale of leased land, the use of the newly acquired ports, and so on. In contrast, the naval minister was very passive. From the start, the Russian navy had been interested in not Port Arthur but the southeast side of the Korean peninsula. During the negotiation between Russia and China, the

commander of the Russian Pacific squadron recited the defects of Port Arthur. Considering that activities of the Russian Navy in the south of the Korean peninsula would irritate Japan, Muraviev tried to stop them.

※はじめに

И.В.ルコヤノフとД.Б.パヴロフ編纂の史料集『旅順と大連、1894－1904年、ロシア帝国の最後の植民計画』を通読した¹⁾。タイトルからも明らかのように、租借地旅順と大連に関するロシアの植民政策の史料をまとめたものである。今まであまり扱われてこなかった分野であり、関心をそそられた。ここには、ロシア帝国外交政策文書館、ロシア国立軍事史文書館、ロシア国立歴史文書館、ロシア国立海軍艦隊文書館に所蔵されている未公刊史料を含む300点ほどが収録されている。史料が関わる10年余りの年月とこの史料数を考えれば、史料集の特質はロシア統治期の旅順と大連の概観のためというのが穏当である。私は、植民地としての旅順や大連に関心がないわけではない。しかしむしろロシア側から見たその租借の経緯、外交史的側面に大いに関心がある。そしてこの関心にこたえる史料もそれなりに充実していた。

我が国におけるこの時期を扱った先行研究には、最近の代表的なものだけでも、和田春樹『日露戦争 起源と開戦』上下（岩波書店2009年）、麻田雅文『中東鉄道経営史 ロシアと「満洲」1896－1935』（名古屋大学出版会、2012年）という重厚な著作があり、旅順・大連の租借も大きなパースペクティブの中でスマートに描かれている。ただ、私はロシアの租借の論理がどうしても呑み込めなかった。ロシアは当初清国に対して借款を提供し、その対価として租借を試みた。しかしその借款が失敗したにも関わらず、ロシアは租借をおこなっているのである。また、ロシアは日本に対して何を感じていたのか。ウイッテ（Витте Сергей Юрьевич）が昔から指摘していた、三国干渉で日本を払いのけた地に入ることに何の疑問も抱かなかったのか²⁾。私の長年の宿題にこたえるために、この史料集の史料を並べて、答えに近づこうとしたのが以下の論である。なお暦は西暦を用いている。

1) Сост. И. В. Лукоянов, Д. Б. Павлов, Порт - Артур и Дальний, 1894-1904 гг.; последний колониальный проект Российской империи, М.; СПб., 2018.

2) Сергей Юрьевич Витте, Воспоминания т.2, Москва 1994, стр.127.

※ロシアの旅順と大連への関心

さて、史料集の編纂者の意図は、租借以前にもロシアは旅順や大連に関心があり、そのために調査がおこなわれていたことを示すことにあるようだ。それは否定できないのであるが、極東における様々な地点との比較における旅順と大連の位置づけはどのようなのであろうか。

この史料集の最初には1894年5月6日付の、清国と日本における公使館付武官陸軍大佐ヴォガーク（Вогак Константин Ипполитович）の参謀本部軍事教育委員会事務主任フェリドマン（Фельдман Федор Александрович）陸軍中將宛の報告の抜粋が掲載されている。そこにはヴォガークの旅順に対する評価が示されている。端的に言えば修理工場や乾ドックなどの港湾施設には良い印象を得たが、港の規模が小さいことに驚いている。

「清国北洋艦隊にとってさえ不十分である。いわゆる内部湾には、確かにおよそ14隻が停泊することができる。しかしここからそれらが出るためには、非常に多くの時間を必要とする。外部停泊地にある唯一の狭い出口は、敵の数隻の船により封鎖されるであろう。そして敵の圧力があれば、ここに入った船は、再び大洋に出るのは困難であろう。」

そして次のように判断を下す。

「清国での主要な軍港として旅順を選択することは、戦略的観点から首尾よいと認めることはできない。清国本土とのしっかりとした交通手段がない状態で、北部沿岸に位置するためである³⁾。」

ヴォガークの旅順口閉塞作戦を予見させる記述には舌を巻くところがある。彼の旅順に対する評価は高くはない。もっともヴォガークは陸軍に属している。海軍の見解は異なるかもしれない。

次に興味深いものは、「1895年2月1日付の特別会議議事録」である。日清戦争に関係し、日本の勝利が見えて、講和が迫るが、まだ日本はその条件を明らかにしていなかった。その中で、極東におけるロシアの利益を

3) Из рапорта военного агента в Китае и Японии полковника К.И. Вогака генерал-лейтенанту Ф.А. Фельдману о результатах посещения порта Артур, 26 апреля / 6 мая 1894 г., Порт - Артур и Дальний, стр.43-44.

保護するためにいかなる手段をとるのかという問題が審議された。朝鮮の独立を名分として戦われた日清戦争との関連から、朝鮮半島が問題になり、ロシアが巨済島を占領し、朝鮮海峡の航行の自由を確保するべきかどうかということが論じられた。その中で海軍担当大臣チハチョフ（Чихачев Николай Матвеевич）は、次のように問いかけた。

「もし旅順や威海衛のような港湾が、日本の掌中に入るのであれば、私たちの利益は侵害されるのかどうか。そしてそれにより外務省の見解では、一般的に極東におけるロシアの利益は侵害されることになるであろうか。」

これに対して外務次官シシキン（Шишкин Николай Павлович）は次のように答えている。

「直隸湾は多かれ少なかれロシアの影響範囲に入るので、当然のことながら、旅順や威海衛というこの湾の沿岸に日本が定着することは、ある程度私たちの利益を侵害することになるはずである。しかし、もし日本が朝鮮を領有するのであれば、何よりも私たちの利益は侵害されるであろう。ついでながら、このことは、日本が朝鮮の独立を侵害する意図はないと、私たちに対して保証をしていることから目下のところ懸念するのは時期尚早である。」

外務次官によれば旅順や威海衛に日本が定着することは、ある程度ロシアの利害を侵害するが、それよりも日本の朝鮮領有がロシアの利益を損なうということである。

また皇族であり海軍出身の議長アレクセイ・アレクサンドロヴィチ（Алексей Александрович）大公は万一の場合、巨済島を占領するのが有利であるとする。

「議長殿下は、極端な場合、朝鮮の巨済島その他の地点を占領するのが私たちにとって有利であると明らかにするのが有益であると認識している。殿下は次のように考えている。巨済島を占領してから、私たちは、それを維持するために、相当の陸海軍勢力を持たなければならない。」

海軍担当大臣もそれに歩調を合わせる。

「巨済島占領は、日本との争いを引き起こさないという重要な利点がある。これに対して、例えば元山のような、朝鮮領土の一地点を占領するこ

とは、この地点の戦略的重要性に鑑みて、日本から確実に抗議を引き起こすであろう。当然、満州の一部を占領することが最良であろう。その時は、日本による旅順や威海衛占領が、ロシアにとって意義を持たないであろう⁴⁾。」

海軍担当大臣によれば、巨済島占領が日本の抗議を引き起こさず、元山占領が抗議を引き起こす根拠は、「戦略的重要性の違い」で説明されるが、理解に苦しむ。また唐突に満州の一部を占領することが最良とあるが、どこを占領することを予定しているのだろうか。日本が旅順と威海衛を占領することが前提となっているから、それ以外ということになろうが、よくわからない。

要するに海軍当局はこの時期、極東の海域に対するあまりはっきりとした概念を持っていない。そもそもこの会議は、外務省主導の会議であり、海軍は旅順や威海衛に対する独自の情報や視点を持っていなかった。すなわち、旅順や威海衛はこの時点で海軍の欲するところではない。海軍の関心があるのは、朝鮮半島の港湾や朝鮮海峡における航行の自由の保証であった。

もちろんこの会議ではロシアの日清戦争に対する待機主義的態度は変わらず、具体的なことは何も決まらなかった。ロシアの指導者の極東認識がこの程度のものであったのである。

さらに三国干渉を決定する特別会議が4月11日に行われる。その時点ではすでに日本の講和要求は明らかになっていて、その中における遼東半島の割譲がロシアを不安にさせていた。そしてウィッテ財務相が中心となって、日本に大陸上の拠点を持たさないようにと議論を導いた。だが、その際に旅順・大連湾の重要性が強調されたわけではなかった。ウィッテもこの時点では、旅順・大連湾をシベリア鉄道と連結させることには現実には取り組んでいなかったし、彼の構想にもなかった。なお、海軍の利益を代表したアレクセイ大公は、日本をイギリス側に押しやるかもしれないとして、必ずしも対日勧告には積極的ではなかった⁵⁾。

4) Журнал Особого совещания 20 января/ 1 февраля 1895 г., там же, стр.46-52.

5) 拙稿「日清戦争とロシア」、『大阪学院大学国際学論集』第24巻第1.2号、2013年12月、31-32頁。

※ムラヴィヨフ外相の活動

極東情勢が急展開したのは、ドイツの動きのためである。山東省におけるドイツ人宣教師殺害を口実に、1897年11月14日、ドイツ東洋艦隊は膠州湾を占領した。11月1日、露清銀行北京支店長ポコチロフ（Покотилов Дмитрий Дмитриевич）は、ウィッテ財務相に対して、総理衙門がパニックに陥ったこと、李鴻章が駐北京ロシア臨時代理公使パヴロフ（Павлов Александр Иванович）に対して、ドイツの行動を監視し、清国を助けるために、ロシア艦隊の膠州湾派遣を求める電報を打つよう要請したことを報告した⁶⁾。

このような状況の中、11月23日、ムラヴィヨフ（Муравьев Михайл Николаевич）外相は皇帝に宛て、ロシア艦船による大連湾占領に直ちに着手することを進言する覚書を提出した。

覚書の第一の骨子は、海軍の膠州湾に対する態度の批判である。日清戦争後、極東におけるロシア艦隊の停泊地を探す試みに関して、太平洋艦隊司令官海軍中將トイルトフ2世（Тыртов Сергей Петрович）は膠州湾を適当とした。当時膠州湾は外国に閉ざされていた。ロシアの外交当局は清国と交渉して、その湾を開かせたのである。しかし1895-96年の冬期にロシア艦船は、ほんの数日そこに停泊したにすぎなかったのであった。

第二に、海軍が主張している朝鮮の東南部を確保することに否定的な態度である。海軍が予定している釜山における土地区画の確保を取り上げ、戦略的重要性の点から、日本がそれを敵対的と受け取ること。さらに、釜山は日本海軍の影響範囲に近接し、「極東における私たちの主要な作戦基地から離れている」のでロシア太平洋艦隊の支点にはなりえないとするのである。

第三に、大連湾の優位性が指摘されることである。「遼東半島の南東の広い大連湾には、4つの素晴らしい湾がある。」「私たちの領事により現地で収集された情報によれば、大連湾は決して冬季に凍結しない。」

6) Донесение Д.Д.Покотилова С.Ю.Витте 5/17 ноября 1897 г., там же, стр.66-68.

さらに進んで、朝鮮の東南岸の港に対する大連の優位性が述べられる。

「日本との関係断絶、日本による即時の釜山港占領と朝鮮海峡封鎖の場合、朝鮮の東海岸において唯一の支点しか有していない私たちの艦隊は、日本領海内部に完全に閉じ込められ、主要な作戦基地から完全に切り離される。これに対して、日本のこのような敵対的行動の場合、遼東半島に港湾を持っているという状態では、私たちの艦隊の艦船には、黄海を通じる出口が完全に開かれたままであろう。」

日本が朝鮮南部を占領しても、大連を保有していれば黄海に通じる出口があるということだ⁷⁾。

この覚書は皇帝の支持を得た。かくして11月26日、特別会議（陸軍大臣、海軍担当大臣、財務大臣、外相）が招集されることになる。そしてその会議ではウィットの占領反対の主張が受け入れられ、ムラヴィヨフの主張は退けられ、皇帝はそれをいったんは容れる。この会議に関するウィットの覚書（議事録）がある。文書の性質上ウィットの反論はクリアカットに表現されている。

「このような同盟条約〔露清密約〕ののちにおいて、清国において侵略をおこなうことはありえないと思われる。」

「旅順占領は、この港と満州本線との接続のために、新たな巨大な犠牲が必要とされるであろう。しかしこのための巨大な支出のほかに、数年が必要である。他方この期間、旅順はロシアから切り離される。すでにこの状況だけでも、旅順占領の合目的性に疑問を抱かせるようになりリスクである。」
「大シベリア鉄道にとって、一般的にロシアにとって、極東の太平洋に出口を持つのが極めて望ましいこと。私たちの東方への前進運動は、これにて終わるはずであることを十分理解している。しかしこのためには時間が必要であり、述べられたことは、強制力ではなく、友好的協定により達成する必要がある。」

財務相の主張は、要するに清国に対する「平和的浸透」を述べたものである。また海軍担当大臣も次のように旅順の意義に対して疑問を明白に呈

7) Всеподданнейшая записка министра иностранных дел графа М. Н. Муравьева о политике России на Дальнем Востоке 11/23 ноября 1897г., там же, стр.60-64.

しているのは興味深い。トイルトフ（Тыртов Павел Петрович）は「旅順が、極東における海軍省の要求を、実際のところ充たすような港であるということに疑問を表明した。彼の見解によれば、朝鮮沿岸に、海軍省の必要を大いに充たす港湾が存在しているという。これとは別に、海軍担当大臣は、財務相により提示された考察が、特別の注意に値すると述べた⁸⁾。」海軍は相変わらず朝鮮沿岸の港湾に固執しているのである。

しかしその後事態が動く。清国側との合意の上でロシア艦が旅順に派遣される。すなわち、11月15日の李鴻章の招請を受ける形で、12月11日、長崎に停泊していた海軍少将レウノフ（Реунов Михаил Алексеевич）指揮下の数隻に対して、旅順に向かう旨の指示が出されたのだ⁹⁾。ロシアでは、イギリスが旅順を占領するかもしれないという不安が支配的だったようである¹⁰⁾。清国側の意図は、ドイツの膠州湾占領に対して、ロシアを引き込み、ドイツを退去させることであった¹¹⁾。

※対清借款交渉

このような中、12月14日、清国側からポコチロフに対して借款保証の要

-
- 8) Записка Витте о совещании 15/27 ноября 1897 г., там же, стр.68-71. 日付に関しては、他の史料と照らし合わせて、11月26日（西暦）を採用した。
- 9) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 29 ноября/11 декабря 1897 г., там же, стр.72.
- 10) Из телеграммы Ф.В.Дубасова А.Н.Шпейеру 20 ноября/2 декабря 1897 г., там же, стр.71.
- 11) 12月13日、ムラヴィヨフ外相は皇帝に覚書を奉呈している。膠州湾を占領したドイツと黄海における影響範囲の分割に入る提案である。「直隸、遼東、朝鮮沿岸より北は、私たちの完全な管理のもとに入り、他方山東沿岸から南の地域は〈…〉ドイツの政治的影響力の範囲に入るといふことである。」「私たちの影響範囲に隣接して比較的弱体なドイツ海軍勢力が存在することは、重大な政治的ライバルであるイギリスと日本の山東半島における侵略の可能性を妨害するであろう。同時に、清国の南から北へと向かうイギリスの漸進的な動きに対する障害ともなるであろう。」（Всеподданнейшая записка графа Муравьева 1/13 декабря 1897г. там же, стр.74-76.）
- ムラヴィヨフ外相は清国に対して友好を説くが、あくまでもそれは名目にすぎないこと。彼は極東での勢力均衡を念頭に置いていたことがうかがえる。

請があった。日清戦争の賠償金支払いの第3回期限が1898年春に来る予定であり、その額は約1億万両であった。ウィッテ財務相は、ロシアが引き受けるための8か条の条件をポコチロフに提示している。

まだ要求が整理されているとは言い難いが、その条件を列挙すると次のようになる。

- 1) 借款の確かな保証。
- 2) 東清鉄道南方延長に対する無条件の許可の再確認。
- 3) 満州の三つの省だけでなく、モンゴルにおいても、鉄道建設など事業経営をロシア人以外の外国人に許さないという義務。
- 4) 東清鉄道建設のための土地収用や資材獲得に関して、地方官憲の妨害を、永遠に例外なく取り除くこと。
- 5) 東清鉄道建設のために必要な国有地、国有資材を無償で提供すること。
- 6) 松花江とそのすべての支流において東清鉄道の船隊航行に対するあらゆる障害を取り除くこと。

これとは別に、借款協定に調印すると同時に、清国政府のなすべきこととして次のものが挙げられている。

- 7) 東清鉄道理事会に対して、東清鉄道本線から、黄海沿岸で営子〔営口〕の港以東において鉄道理事会により選定される湾までの鉄道支線建設利権を与えること。
- 8) この湾選定後、そこにおいてロシアの義勇艦隊のための港を建設する場所を選定することをロシアに許すこと。さらに、この港にロシア国旗を掲げるすべての船の入る権利を有すること¹²⁾。

分かりにくいのは、7)と8)が1)～6)までと別カテゴリーになっていることである。ポコチロフの理解によれば、7)と8)は、1897年5月、清国側から東清鉄道理事長ウフトムスキー（Ухтомский Эспер Эсперович）にすでに与えられていたものである。ポコチロフは、ウィッテの電報受領後、条件を李鴻章に提示したが、7)と8)はあえて提示しなかった。もし提示した場合、その許可の無条件性を疑うことにならな

12) Телеграмма Витте Покотилову в Пекин 4/16 декабря 1897 г., там же, стр.156.

り、蒸し返すようなことは慎むべきと考えたからであるという¹³⁾。これと関係のある2)を提示すれば、李鴻章は理解するであろうということなのであろう。

それはともかく、ウィッテは、借款供与を梃子にして清国から、満蒙での独占的利権、東清鉄道支線敷設、その終着駅としての港湾などを獲得しようとしていることが見て取れる。ムラヴィヨフ外相はこのような手法に疑問を持っていた。前掲の皇帝宛覚書の最後に「東洋民族は、何よりも力と権威を尊重する。この民族の支配者に対するいかなる提案や助言も、目的を達しない」と言い切っていた。

ロシア側の文書から見る限り、李鴻章は術策の限りを尽くして借款交渉においてよりよい条件を得ようと努めている。例えばイギリスを持ちだす。そして、イギリスがロシアの借款保証に同意しないようにと述べていると訴えている。

それに対してポコチロフは厳しく反論する。

「私たちの提案を清国が拒否することは、私たちに有利なだけである。なぜならば、満州に関する私たちの要求の遂行を、借款許与なしに得ることができるからである。」

つまりロシアは、借款供与の成否にかかわらず、実力で満州に関する要求を実現する可能性を示唆していたのである¹⁴⁾。

この脅しは、ムラヴィヨフ外相の発言で裏付けられた。彼はバヴロフ公使に対して清国側に次のように述べることを求めた。旅順と大連を保持する意向なしのとの書面を出すように清国から求められたことに対して、「露清間の友好的関係に合致しない不信の表れ」と断言すること。ロシアは領土的獲得の意図を持っていず、政治的状況が許すのであれば、ロシア艦隊は旅順と大連を離れること。そのうえでさらに、直隸湾または朝鮮海峡において十分に安全な停泊地をロシアに供与することを求めたのである¹⁵⁾。

13) Донесение Покотилова Витте 9/21 декабря 1897 г., там же, стр.157.

14) Из телеграмм Покотилова Витте 18/30 декабря 1897 г., там же, стр.158.

15) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 23 декабря 1897 г./ 4 января 1898 г., там же, стр.83.

ロシアの港湾要求に驚いた李鴻章は、ポコチロフを通じてウィッテに窮状を訴える。さらに清国が期待したイギリスの借款条件も芳しくなかったようでもある。ポコチロフによれば、「この条件のうち、私は、一つだけを知ることができた。すなわち、大連湾を外国の通商のために開くというイギリスの要求についてである。」

李鴻章はロシアとの借款交渉再開にあたり、東清鉄道支線の終点として鴨緑江河口の大東溝を指定、清国の自力での鉄道建設、露清銀行と総理衙門の間の借款交渉を希望した。ポコチロフの返事は、前二者に対してはスルー。後者に対しては否定的であった。「借款はロシア政府の保証とともに締結されるのであるから、この件に関する協定が、民間の株式会社である露清銀行により調印される契約という非公式的形式で実現されることはありえないであろう¹⁶⁾」。

借款に関する要求をムラヴィヨフ外相は、1898年1月11日、パヴロフ公使に打電した。

- 1) 借款の確かな保証。
- 2) 満州の三つの省だけでなく、モンゴルにおいても、鉄道建設など事業経営をロシア人以外の外国人に許さないという義務。
- 3) 本線から、営子以東の黄海において鉄道理事会により選定された湾までの支線の建設と経営に対して東清鉄道の利権を拡張すること。
- 4) 鉄道理事会に対して、港湾を作るための土地を該湾において選択することを許し、しかもこの港には、ロシア旗を掲げるすべての船舶が入る権利を有すること。

さらに交渉地はペテルブルクとすること。清国全権に駐ベルリン公使許景澄が望ましいとする。そのうえで交渉期限が2週間以内とされた。ロシアの清国に対する「友好的な援助」をイギリスとの取引の道具にされないためとされる¹⁷⁾。

16) Донесение Покотилова Витте 27 декабря 1897 г./ 8 января 1898 г., там же, стр.159-161.

17) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 30 декабря 1897 г./ 11 января 1898 г., там же, стр.161-162.

この要求の内容については、12月16日付のウィッテの要求が若干整理されていることが見て取れる。ただしその根幹である借款の代償としての、満蒙での利権独占、鉄道支線、港湾利権等の形は変わっていない。史料集編纂者の注記によれば、このテキストはウィッテにより書かれたとあるのでこれは当然ではあるが。

ポコチロフのウィッテ財務相宛報告からは、清国の抵抗の様子が窺われる。パヴロフ公使は、清国側の借款発行条件を有利に変更する要求に、「ロシアの友情の維持について話をする問題において、金銭的計算にあえて心を奪われている」と憤激していることを伝えている。またイギリスのマクドナルド（MacDonald Claude Maxwell）公使が総理衙門の諸大臣を脅しつけている様子も知らせている。

「北方においてロシアに許される優先権や特典を、イギリスは、南部においてお釣りをつけて請求するであろう。清国は、イギリスにとってこの借款において非友好的に行動したことを、ひどく後悔するであろう。」

イギリス公使は、清国に対してロシアの借款拒否を求めているのである¹⁸⁾。

英露を競い合わせて有利な条件を得るという清国の方針はうまくいかず。結局のところ外債は中止、国内債発行ということになる。もっとも国内債もうまくいかず、3月1日、香港上海銀行とドイツアジア銀行が仲介をした、1,600万ポンドの借款協定が結ばれる。イギリスやロシア政府の保証はない。

さて、2月上旬、ムラヴィヨフ外相にとっては新しい段階が到来した¹⁹⁾。「政治的利益」を、ロシアの借款供与とは別に引き出すのである。

2月20日、ムラヴィヨフはパヴロフ公使に対して訓令する。財政的苦境にある清国が、イギリスと借款協定を締結することに関して援助するというのである。

「この重大な奉仕と引き換えに、清国政府は、旅順と大連湾を、清国の主権を侵害することなしに、非常に短期間、山東においてドイツに提示さ

18) Из донесения Покотилова Витте 15/27 января 1898 г., там же, стр.166-168.

19) Письмо графа Муравиева Вигге 27 января/8 февраля 1898 г., там же, стр.169.

れたのと同様に、私たちが租借利用することを書面で保証する義務を負う。それとともに東清鉄道に対して、本線から大連湾までの特別支線を建設する利権を今までと同じ条件で付与する義務を負う²⁰⁾。」

さらにムラヴィヨフはこの決定が不退転であることを伝えた²¹⁾。

これに呼応しパヴロフ公使は、租借と鉄道利権の交渉に即座に着手すべきと意見具申をする。しかも「あらゆる手段を遂行する」ことが必要とした。「私たちの艦隊の要求とその防衛のための港湾施設に関する準備作業を精力的に遂行すること、鉄道路線に沿った実際の調査を遂行すること、もし必要であれば、相応の陸戦隊を上陸させることである」。すなわち、清国との協定締結に先立ち既成事実を作り上げること、さらには軍事力を見せつけることである²²⁾。

ただし陸戦隊の上陸には海軍は否定的であった。太平洋艦隊司令官ドゥバソフ（Дубасов Федор Васильевич）は次の理由を挙げる。現状では戦力は不十分であり、「全艦隊を伴ってはじめて、十分な数の陸戦隊を上陸させることができる」こと。清国の自尊心を損なうこと。外部の注目を引き付け、「イギリスの側からの敵対的行動を引き起こす」からだ²³⁾。

※租借要求

3月3日、パヴロフ公使はロシア側の要求を出した。これに関して総理衙門の会議において次のような方針が提案されたと彼は報告している。

1) 清国はロシアに対して、旅順と大連湾における土地区画の利用を委ねる。両国政府は、区画の規模と正確な境界、地代やその他の詳細を取り決めること。

20) Телеграмма графа Ламздорфа Павлову в Пекин 11/23 февраля 1898 г., там же, стр.170-171.

21) Телеграмма графа Ламздорфа Павлову в Пекин 11/23 февраля 1898 г., там же, стр.171-172.

22) Телеграмма Павлова графу Ламздорфу 16/28 февраля 1898 г., там же, стр.92-93.

23) Телеграмма Дубасова управляющему Морским министерством 22 февраля /6 марта 1898 г., там же, стр.95-96.

- 2) 清国政府は、ロシアが租借した区画領土における主権を保持する。
- 3) ロシアは、これらの区画において、ロシアの艦隊と部隊ならびにこの地点の防衛に必要とされる建築物を自己の勘定で建設する義務を負う。
- 4) ロシアは、この地点を鉄道で本線と早期に結ぶように促す義務を負う。この目的のために、清国は、本線に対する現存の利権と同じ条件において、大連湾から本線までの支線のための利権を東清鉄道会社に供与すること。

なお最終協定の締結と調印のための期限は、3月27日とされた²⁴⁾。

ポコチロフのウィッテ宛報告によれば、パヴロフの要求は清国側を驚愕させたという。このときすでに清国は大きな努力を払って、イギリスまたはロシアの政府保証を受けずに借款ができていたのである。清国側が北京の外国公使館に対してロシアに対する不平を述べたり、在独の許景澄公使をロシアに派遣し皇帝に直接訴えようとする様子を彼は描いている。もちろんポコチロフの側からは、借款供与と租借や鉄道の要求とは、別のものであるということを手で警告していたのであるが²⁵⁾。

上記の四つの方針から見れば、旅順と大連湾の租借ならびに鉄道支線建設がロシアの要求の核であり、ロシアの軍事力を前にしては、清国はこれら要求を認めるほかないということが窺われる。清国のためには、2) におけるように、租借地において名目的に主権を維持していると主張すること（これはのちの北京協定第1条に組み入れられている）。3) におけるように、当然ではあるが、ロシアの自己負担で租借地の整備をする項目が入っているにすぎない。

清国との交渉を始めると同時に、2月28日、パヴロフ公使は、今後の交渉の指針として次の5点についてロシア政府に対して指示を求めている。

- 1) 租借の最短期限、2) 租借地の規模とそのおおよその境界、3) 租借地における清国軍事力の排除要求。またドイツの例に倣い、清国部隊が、私たちの同意により許容される周辺的地帯の確立について、4) ロシア艦

24) Телеграмма Павлова графу Ламздорфу 20 февраля/4 марта 1898 г., там же, стр.93-94.

25) Донесение Покотилова Витте 24 февраля/9 марта 1898 г., там же, стр.172-174.

船とならんで清国艦船が、旅順と大連湾の全港湾施設の利用許可を得ること、5) 清国軍艦に対してウラジオストクの港湾施設と倉庫の利用を保証すること²⁶⁾。

手元にある限られた文書から見れば、このパヴロフの問いに対しては、ロシアにおいて各大臣が自己の管轄に関する問題に個別に対応し、共通する問題は特別会議（3月8日）を開催して調整することで、清国に対する追加的要求が作り上げられている（特別会議に出席したのはムラヴィヨフ外相、ウィッテ財務相、クロバトキン（Куропаткин Алексей Николаевич）陸相、トイルトフ海相、アヴェラン（Авелан Федор Карлович）軍令部長、サハロフ（Сахаров Виктор Викторович）参謀総長）。

2月28日から調整が開始された。交渉における細部の調整がなされる様子を見てみると、交渉のドタバタさ加減が窺われる。

3月11日、ムラヴィヨフ外相はパヴロフ公使に交渉の詳細にわたる訓令を送った。

「1. 租借期限。港湾と領土のためには、25年程度。本線から南の港までの鉄道支線のためには、期限と条件は、東清鉄道の利権におけるものと同じ。

2. 土地の規模。西岸のアダムス港から、私たちの領有しているアダモフ・ピークを含み、東岸の貔子窩に至る線に沿った関東半島の全ての面積。

同時に、中立地帯を設定しなければならない。それを、言及された線から北の、西岸における営子から大孤山を経由して半島東岸の五道河口に至る直線に沿った境界線に広げる。

3. 租借領土には、警官を除くほか、いかなる清国軍も許容されるべきではない。しかし、初期においては、一定規模において、そしてロシア官憲に従属することを必須条件として、清国軍が許容される。中立地帯においては、同じ軍隊は、ロシア官憲の許可を伴って初めて許容される。

租借領土において、私たちは完全な主人となる。陸海の軍事司令部と最高文民行政は、一人の人物に集中されるべきである。内政は、一時的に清

26) Телеграмма Павлова графу Ламздорфу 16/28 февраля 1898 г., там же, стр.92-93.

国人に委ねられるが、私たちの指導のもとに置かれる。

4. 清国軍艦は、旅順と大連湾で許容される。旅順は外国の軍艦と商船にとっては閉鎖されていると考えられる。大連湾は、その中の一つの湾を除いては、通商のために開かれる。

5. 清国軍艦は、ウラジオストクにおいて友好的な歓待が示され、私たちの港湾施設を利用する権利が許される。

既述のこと以外に、シベリア鉄道本線から南に向かう支線敷設に伴う権利を確保することを私たちは必要と認める。それを旅順に向かわせるのが困難である場合は、営子の町から鴨緑江河口に至るまでの遼東の最適の土地の一つにこの支線の終点を有することを必要と認める。

必要がある場合、私たちの主張を支持するために、ウラジオストクからただちに部隊が移動する。それは、上陸の必要性が現れるまで、海軍少将ドゥバソフの艦隊の編成中にある義勇艦隊にとどまることになる²⁷⁾。」

訓令の1から5は、パヴロフ公使の問いかけに大まかに対応していることがわかって。ひとつずつ項目を検討しよう。

租借期限であるが、これに関しては真っ先にウッテ財務相が25年、鉄道に関しては36年と提案している²⁸⁾。他方クロパトキン陸相が、99年、最低でも50年を主張している²⁹⁾。しかしこれらの意見は重視された節がないし、3月8日開催の特別会議でも租借期限は議論されなかった。実は、3月7日、ムラヴィヨフ外相は、パヴロフに対して、完全なものでないと断りながら、部分的に指示を出しているのであるが、そこにはすでに租借期限25年とあった³⁰⁾。ロシアは租借期限を、ドイツの膠州湾に対する99年よりもはるかに短い25年と自ら設定したのである。北京協定第3条において、期限は「協定調印の日から25年と定められ、それはのちに両政府の間

27) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 27 февраля/11 марта 1898 г., там же, стр.102-104.

28) Письмо Вигте графу Муравьеву 21 февраля/5 марта 1898 г., там же, стр.94-95.

29) Письмо Куропаткина графу Муравьеву 23 февраля/7 марта 1898 г., там же, стр.96-98.

30) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 23 февраля/7 марта 1898 г., там же, стр.98.

の相互協定により延長されうる」と延長の含みを持たせる表現となった。ロシアと清国の力関係から考えて、延長は問題にならないほどたやすいと考えられたので、25年に甘んじたのであろう。ロシアが租借地を25年で放棄する意図があったとは思えない。

土地の範囲については、クロパトキン陸相だけが、租借地と中立地帯と分ける枠組みを提示し、さらにそれぞれの明確な範囲を示し、議論を導く。さらに特別会議でも議論になっている。

租借地自体の範囲については、3月11日付の追加訓令に示されているとおり、クロパトキンの提起したものを特別会議が裏書した。中立地帯については、クロパトキンの当初案は、北限が營口、遼陽、鳳凰城、義州を通り、遼東半島全域をカバーし、下関条約で日本に認められた範囲にほぼ等しい広大なものであった³¹⁾。それが特別会議では、追加訓令に示されているように、クロパトキン案よりも全体的に北限のラインが南方へと移されている³²⁾。

なお、租借地と中立地帯の範囲については、北京協定には記されなかった。5月7日、サンクト・ペテルブルクで調印された追加議定書に記された。結果のみ記せば、租借地の範囲は、ほぼクロパトキン案の通りである。中立地帯は、西岸のみ境界が南に移動している。おそらく開港地の營口を中立地帯に含めないことが露清間で合意された結果と思われる³³⁾。

3) に関してもクロパトキン陸相が主体的に意見を述べ、さらに新しい視点を提示した。租借地には原則として清国軍は許されないこと（北京協定第4条）。中立地帯の行政は、清国に残されるべきであるが、清国軍は、ロシアの同意のもとこの領土において許可されると提言する。さら

31) Письмо Куропаткина графу Муравьеву 23 февраля/7 марта 1898 г., там же, стр.96-98.

32) Журнал Особого совещания 24 февраля/8 марта 1898 г., там же, стр.99-100.

33) 追加議定書4条によれば、中立地帯の範囲は次の通り。「北限は、遼東半島西岸の蓋州河河口から始まり、南方の岫巖でとまり、大洋河まで、そしてその川の左岸に従いその河口に至るまで。河口は中立地帯に入る。」条文については、以下を参照した。The Maritime Customs, *Treaties conventions etc. between China and Foreign States*, Vol.1, Shanghai, 1917.

に、租借地におけるロシア人最高司令官は一人であることを提案する（北京協定第4条）³⁴⁾。この問題については、軍の専管とみなされたのか、特別会議の議題にはならなかった。その後、租借地の最高司令官について、海軍大臣の意見として、クロパトキンの意見と同様に、「陸海の軍事指揮ならびに最高文民行政は、一人の人物の掌中に集中されるべきである」ことが報告された³⁵⁾。この後、旅順の最高責任者は、海軍出身者となった。

そもそも4)のもとになるパヴロフの問いかけは、旅順と大連湾を清国に閉ざすのであれば、清国は新しい艦船を清国北部で維持できないということに端を発する。この問題にも、クロパトキン陸相が意見を述べ（もっともパヴロフの問いかけに、陸相は、旅順と大連湾の清国軍利用は海軍の判断に従うとして、この問題は海軍の専管であることを指摘している）、旅順は外国の軍艦や民間船に対して閉ざされ、大連は一部を除いて通商のために開かれると提案している³⁶⁾。

この問題は特別会議の議題にならず、その後海相が「初期において、旅順と大連湾に清国の軍艦を許容することができると考え。すなわち、軍艦の増加する数が、自国船の障害にならない期間である」という意見を述べている³⁷⁾。ただしこの意見はムラヴィヨフ外相により修正をうけている。「それら〔清国船〕の増加する数が、自らの船のための制約とならない限り」の箇所が削除されている³⁸⁾。許可の可否が現地官吏の判断に依拠することになることが懸念されたのであろう。

大連湾を通商に開くことについては、海軍からは特に意見が出されてい

34) Письмо Куропаткина графу Муравьеву 23 февраля/7 марта 1898 г., там же, стр.96-98.

35) Письмо Тыртова графу Муравьеву 25 февраля/9 марта 1898 г., там же, стр.100-101.

36) Письмо Куропаткина графу Муравьеву 23 февраля/7 марта 1898 г., там же, стр.96-98. もっとも大連湾が通商のために開かれるという文言は北京協定にも追加議定書にも含まれなかった。

37) Письмо Тыртова графу Муравьеву 25 февраля/9 марта 1898 г., там же, стр.100-101.

38) Письмо графа Муравьева министрам Тыртову, Витте и Куропаткину 26 февраля/10 марта 1898 г., там же, стр.102.

ない。

さらに5)のもととなるパヴロフの提案は、彼自身が「擬制」と明言する。その目的は、清国人の自尊心に訴えることである。これに対しては海軍側が賛同し、清国によるウラジオストク港とその施設利用が許可された³⁹⁾。ただし、ムラヴィヨフ外相からは、これに対して、「互恵の権利に基づき、この港におけるその他の権利や特権を清国人に主張させる根拠を与えないために」、この条件を含まない方がよいとの否定的見解が表明された⁴⁰⁾。これが影響しているのか、上記のように3月11日の追加訓令では明確に示されたこの項目は、実際の協定や追加議定書にはその痕跡を見つけることができない。

すでに清国に要求を出していたゆえに、パヴロフの問いかけに含まれなかった鉄道支線建設の権利に関する項目も訓令には含まれている。この項目は特別会議で審議されその結論に記載されている。そしてほぼ訓令のままの形で北京協定第8条に組み込まれることになる。

しかし5月7日付の追加議定書では、支線の終点については、旅順や大連湾において困難がある場合、「營子の町から鴨緑江河口に至るまでの遼東の最適の土地の一つにこの支線の終点を有する」という留保条件が削除された。清国側がこの留保条件を嫌がり、ロシアが譲歩をしたという形になっている。そして支線の終点は旅順または大連と限定されることになった。

さらに最後に示されている、交渉に必要がある場合、軍事力を使用する際の準備に関しても、特別会議の決議の中にある。

なお、上記の追加訓令にはニコライ2世の注記が付いている。「これによってのみ、私たちは、清国人をして日本人あるいはイギリス人の抱擁に追いやることがなかったのであった⁴¹⁾。」わかりにくい表現ではあるが、

39) Письмо Тыртова графу Муравьеву 25 февраля/9 марта 1898 г., там же, стр.100-101.

40) Письмо графа Муравьева министрам Тыртову, Витте и Куропаткину 26 февраля/10 марта 1898 г., там же, стр.102.

41) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 27 февраля/11 марта 1898 г., там же, стр.102.

清国人には力でもって臨んだのでロシアになびいたということであろうか。当時の清国人観の一つの典型である。

※租借条約の締結へ

パヴロフの報告によれば、3月に清国側に変化があった。ロシアから見れば責任ある交渉主体である李鴻章と張蔭桓が全権に任命され、3月20日、彼らとの会合があった。清国側は、旅順の譲渡に異議を唱えて、大連湾に限定すること。協定調印のための期間延長を請願した。パヴロフは二つとも拒否した⁴²⁾。

ポコチロフの報告によっても、ここから実質的な交渉が始まったとする。「3月23日に、私たちの代理公使 [パヴロフ] と清国諸大臣との会議で、清国人は引き延ばしを放棄し、私たちの要求の実質的審議に着手した。昨日 [23日] の会議は、3時間半以上継続、実質的に私たちのすべての要求は、清国人により受け入れられた。清国人は、パヴロフ氏が作成した条約において、いくつかとるに足らない変更を加えることを望んだだけであった。」

清国側の条件は次の4点である。

- ・租借地域の行政長官が、総督あるいは巡撫の称号を持たないこと。
- ・ロシアは、旅順における港湾建設に支出した金銭を清国国庫に償還すること。おおよそ300万両と評価される。
- ・計画されている鉄道路線が通過する地方における領土獲得の権利をロシアに与えないこと。
- ・租借の範囲内に、金州城を含めないこと。そこには副都統の住居があり、重要な行政的中心地である⁴³⁾。

さらに3月25日の会議では、旅順の港湾建設物に対する補償が条約の中では言及されないように清国が譲った。しかし金州城が租借地域に含まれないようにと清国側が強く主張していることが、ポコチロフにより報告さ

42) Телеграмма Павлова графу Муравьеву 9/21 марта 1898 г., там же, стр.112.

43) Донесение Покотилова Витте 12/24 марта 1898 г., там же, стр.114-116.

れている⁴⁴⁾。

補償の問題が棚上げされ、清国側が強く主張した金州城除外の問題がペテルブルクにおける交渉に先送りされれば、清国側の異議は名目的なものに関わるにすぎない。それゆえに、こののち大きな障害なしに交渉がまとまり、最悪の場合に備えられたロシア側の軍事力も無用となった。3月27日に租借に関する北京協定は調印された⁴⁵⁾。

この後いくつかの問題がペテルブルクにおける交渉に移される。そして5月7日に追加議定書が調印されることになる⁴⁶⁾。

44) Телеграмма Покотилова Витге 13/25 марта 1898 г., там же, стр.116-117.

45) なお、ロシア側からこの交渉の際に李鴻章らに賄賂が贈られたことは事実である。しかしその賄賂が交渉に与えた影響は、レンセンの指摘するように大きくないとするのが妥当である。ドイツやフランスの支持を受けた、ロシアの武力に抵抗するには、当時の清国は無力であった。George Alexander Lensen, *Balance of Intrigue International Rivalry in Korea and Manchuria 1884-1899*, Vol.2, Tallahassee, 1982, p.787.

北京協定の中において清国の主張が入れられた部分は次のとおりである。

第1条「この租借は、中華皇帝のこの領土に対する主権を侵害するものではない。」

第4条「この人物（租借地最高責任者）に総督または巡撫の称号を与えない」

「清国臣民が租借地内で罪を犯した場合、1860年北京条約の第8条に述べられているように、罪人は清国の法に従い裁判と処罰のために最も近くにある清国当局者のところに護送される。」

第7条「ロシア政府は、租借を許された領域、とりわけ旅順と大連湾において、自己の資金と勘定で、艦隊と陸軍に必要な建築物を建て、要塞を作り、そこに守備隊を維持し、一般的に言って、敵の攻撃からこの地域を防衛するためにあらゆる必要な手段をとる責任を負う。同様にロシア政府は、自己の勘定で、灯台や航行の安全のために必要な予防の標識を建てて維持することを義務とする。」

第8条「上記条件における鉄道建設に対する同意は、決していかなる形においても、清国領土侵略のための口実、あるいは清国主権の侵害にはなりえない。」

名目的なものが3か所である。残りはロシアがこれからの要塞港湾建設費を負担するという当たり前の条項。唯一第4条の後半をボコチロフは懸念している。おそらく清国当局者による植民地行政への介入につながる可能性を嫌っているのであろう。（Донесение Покотилова Витге 19/31 марта 1898 г., там же, стр.130-132.）

46) 追加議定書の骨子は次の通りである。第一に、租借地の範囲と中立地帯の範囲。結果のみ記せば、租借地の範囲はクロバトキン案の通りである。中立地帯は、特別会議案に比べて、西岸に関して、その境界が南に移動している。「北限は、遼東半島西岸の蓋州河河口から始まり、南方の岫巖でとまり、大洋河まで、そしてその川の左岸に従いその河口に至るまで。河口は中立地帯に入る。」

※海軍の旅順に対する冷淡

例えば1897年11月26日の特別会議議事録（ウィッテ覚書）から明らかのように、ベテルブルクの海軍首脳は旅順・大連の意義に対して疑義を表していた。それと呼応するように極東の現場でも、海軍の現地責任者は同様の反応をしている。12月2日、太平洋艦隊司令官ドゥバソフ提督は、イギリスの旅順占領の噂に対して、朝鮮半島南岸巨済島占領により対抗しようとしているのである。

「パヴロフは北京から以下の様に打電している。完全な編成のイギリス艦隊が、芝罘において待機している、目的地は旅順のようである。私は、海相に対して、イギリスによる旅順占領に対して、馬山浦を含む巨済島の即時占領により応えることを提案した。それに対する命令を目下待っているものであり、それについてあなたに知らせる⁴⁷⁾。」

ムラヴィヨフ外相は、ロシア海軍のこのような行動を、海相を通じて抑えようとする。日本を刺激しないためである。

「極東における現在の政治的情勢から、日本の相当な疑惑を引き起こすかもしれない、朝鮮における私たちのあらゆる活動は、無条件に望ましくないと認められるべきである。これゆえ、ソウルにおける私たちの陸戦隊を陸上部隊に置き換えること、そして朝鮮への新しいロシアの軍事力派遣は時宜を得ない。現時点では、私たちは、日本とのもっとも友好的な関係を維持することに全力を尽くすべきである⁴⁸⁾。」

おそらく開港地の管口を中立地帯に含めないことが露清間で合意されたものと思われる。

第二に、金州城の問題である。清国の抵抗にも関わらず、金州城は租借地に含められた。ただし自治が認められ、一定数の警官の保持も認められた。

第三に、清国が懸念を表明した旅順または大連以外の鉄道支線の終点、すなわち協定第8条の「(鉄道支線は) 必要と思われる場合、同じ本線の駅から、黄海沿岸営子から鴨緑江河口までの間における別の適当な地点まで敷設される」という箇所が、追加議定書では取り除かれ、協定第8条の意義が修正された。最終的には7月6日の鉄道協定で終点は大連湾となる。

47) Из телеграммы Ф.В. Дубасова А.Н. Шпейеру 20 ноября/2 декабря 1897 г.

48) Письмо графа Муравьева П.П. Тыртову 6/18 января 1898 г., там же, стр.84-85.

ローゼン（Розен Роман Романович）駐日公使はドゥバソフ提督に対して、ロシアの旅順・大連租借を考慮して、対日友好路線が必要と説く。第一に、当時ロシアは、朝鮮に財政顧問や軍事顧問を派遣したが、ロシアのこのような影響力を強める政策にもかかわらず、この政策は朝鮮の領有につながらないとの見通しを断言する。さらに、朝鮮領有のためには当時のロシアの能力を超える軍事力が必要ということを指摘する。

第二に、ロシアの政策の方向性が満州＝旅順・大連に切り替わったのであるから、そのために力を集中し、日本との衝突を避けることを留意すべきであるということである。

「満州で、私たちに実行が迫っている課題は、巨大である。長期間にわたりそれを実行することは、私たちの全力と全注意力の緊張と集中を必要とし、いかなる原因であれ、私たちの非常に強力なアジアの隣国、日本との衝突を入念に避けるという義務を課すであろう⁴⁹⁾」

ここにロシアの朝鮮政策の転換と旅順・大連租借のリンクが明示される。ドゥバソフは納得したであろうか。

1898年2月24日、すでに艦隊を率いて旅順にいたドゥバソフは在韓露代理公使シペイエル（Шпейер Алексей Николаевич）に宛てて次のように書く。「今旅順で二週間を過ごし、この獲得物の意義を十分知った後において、私は、この方向への私たちの歩みがいかに誤っているか、それは朝鮮問題の合理的で正しい決定に対していかに破滅的に影響しうるのかを私は益々確信するに至った⁵⁰⁾。」

ドゥバソフは朝鮮におけるロシアの影響力を拡張するシペイエルの政策に共感している。そしてドゥバソフは旅順獲得を誤りとこの時点で明言している。

さらには3月14日、ロシアと清国の交渉がたけなわのときに、ドゥバソフは海相に対して旅順に関する報告を行っている。すなわち、旅順は清国にとっては威海衛とともに、北京を防衛する重要な海軍基地である。だ

49) Из письма барона Розена Дубасову в Порт-Артур 11/23 февраля 1898 г., там же, стр.87-88.

50) Из письма Дубасова Шпейеру 12/24 февраля 1898 г., там же, стр.88.

が、ロシア軍のための障地として、旅順は全く要求に対応しない。第一に、それは交通の隘路にある。旅順は「シベリア、清国、朝鮮、日本との間の交通路の隘路である、朝鮮海峡の中心から550マイルのところであり、海峡を監視することができないのである。ましてやこの交通路を支配することはできない。」

第二に、旅順は、ロシアにとっての「自然の防衛ライン」からそれっていて海軍拠点として機能しえない。

「(旅順は)日本沿岸に沿っている私たちの自然の防衛ラインから離れていて、そこから600から1,000マイルの距離にあり、この沿岸に沿った私たちの海軍作戦のための拠点として機能しえず、敵の攻撃に対して完全に無防備のままである。とりわけ、釜山を経由する日本の朝鮮全南東沿岸占領の場合、全く無防備なままなのである、私たちの主敵、日本の北部の港から600から1,200マイルの距離にあるので、旅順における私たちの艦隊は、日本艦隊の朝鮮沿岸あるいは私たちの沿岸に対する攻撃を阻止して脅かす可能性を完全に奪われることになるだろう。」

第三に旅順がウラジオストクから遠く切り離されていることが問題である。

「最後に、私たちの主要基地、ウラジオストクから1,080マイルの距離に位置する旅順は、そこから完全に切り離されたままである。なぜならば、一方においては交通線には、中間の拠点が無いからである。他方においては、全線にわたり日本艦隊の攻撃を受ける恐れがあるからである。旅順とシベリア鉄道との連絡は、これらの不都合を取り去らない。しかも、鉄道網の相当の発展を前提してのみ、連絡が行われ、有効になるのである。このことは直ぐにはおこなわれないのである⁵¹⁾」

このようにロシア海軍の現地責任者は、旅順租借のプロセスにおいても、それに対する問題点をあからさまに表明し続けている。しかしその不満はロシアで汲みとられることはなく、外相主導で皇帝の支持のもと租借がおこなわれる。そのせいであろうか、この後においてもロシア海軍は、

51) Телеграмма Дубасова Тыртову 2/14 марта 1898 г., там же, стр.105-108.

馬山で活動を継続して、日本を苛立たせる。

※結びに代えて、あるいはウィッテの言い訳

ウィッテは旅順・大連租借条約を「最も不幸な結果をもたらすことになる、比類なき背信行為」と呼んだ⁵²⁾。ロシアは、清国と同盟条約を結んだにも関わらず、ドイツの膠州湾占領に際して、清国の求めに応じてドイツに対抗せず、旅順を占領したという意味である。そして『回想録』においてはその責めを一手にムラヴィヨフ外相に負わせている。

1900年夏、清国北部や満州では義和団が猖獗をきわめて、北京が包囲されようとしていた。そのころ、この混乱の責任を負うのは自分ではないことを示すために、ウィッテは、例の1897年11月26日の特別会議議事録を主要人物に回覧して、その中において、彼が旅順占領にあくまで反対をしたことを想起した。それに対する返答が断片も含めて3通史料集に収められている。

おそらくウィッテが最も欲した答えを与えたのは、国家評議会議員であったロブコ（Лобко Павел Львович）であろう。

「1897年11月14日、私たちの軍隊による旅順占領についての問題を皇帝議長との会議で審議した際、あなたはなんとこの驚くべき理解と予言を述べたことか。それは歩哨の警告の呼びかけに似ていて、しかるべき影響を与えたのだ。しかし、遺憾ながら、次の瞬間に慎重さを欠いた軽率さのために別の決定がなされ、そして今やあなたが予言した銃声が連鎖して生じたのであり、その結果を予言や考察することは不可能であるが、ともかくもロシアにとっては極めて重いものである⁵³⁾。」

他方、ウィッテに対して厳しい見解を述べたのは、特別会議に陸相として参加していたヴァンノフスキー（Ванновский Петр Семенович）将軍である。将軍には、ウィッテと同様に、義和団がもたらした混乱の責任問題が念頭にある。

52) Витте Сергей Юрьевич, Воспоминания т.2, стр.136.

53) Письмо П. Л. Лобко С. Ю. Витте 12/15 августа 1900 г., там же, стр.496-498.

「私は、この原因は旅順であるというあなたの意見に同意することができない。その原因と私が考えるのは、ドイツ、フランス、イギリスの侵略であり、ロシアによる満州侵略、そこに鉄道を敷設したことである。あなたは、清国人は非常に愚かであり、私たちが信じていると考えたのではなかったか。彼らは非常によく以下のことを理解している。鉄道建設後も協定を遵守するということが擬制で、80年後、彼らは鉄道所有権を受け取れないだけでなく、鉄道と私たちの国境の間の全土地を奪われるということである⁵⁴⁾。」(1900年7月10日付)

ウィットが旅順占領をすべての原因とすることに異を唱えて、満州に鉄道を敷設したことも一因であると、ウィットの「平和的浸透」の意図が清国人に見抜かれて、反感をかっている可能性を指摘している⁵⁵⁾。

三つめは、同じく海相として会議に参加したトイルトフ提督のものである。彼は議事録の内容をおおむね肯定するが、遺漏を一つ指摘する。海軍の見解が漏れているというのである。

「私は、海軍省の必要性にとって旅順の適切さと満足度に対して疑問を述べ、朝鮮の南東地域に港湾をその当時獲得することができなかった際に、個人ならびに提督の見解として、以下のことを述べた。当面、旅順の港を占領しない方がよいと。私たちは2～3年、艦隊のための基地としてウラジオストクを利用することができ、将来において朝鮮における港湾を獲得する可能性の方を好むということである⁵⁶⁾。」(7月7日付)

この時点においても、当時の海相から旅順租借に対する疑問が再度表明されたわけである。旅順において、ロシアは莫大な金額を投資し軍港と要

54) Записка Витте о совещании 15/27 ноября 1897 г., там же, стр.71.

55) さらに東清鉄道の警備に関して、陸軍省の見解が無視されたことが批判される。「鉄道建設が決定されてから、それを現実的に警備する方策を取る必要があった。数千露里にわたる警備制度は、害以外に、いかなる利益をもたらさないということは誰にも知らされていなかった。しかもこのような重要な問題において、陸軍省は排除されていた。陸軍省には、一部の特権と陸軍大佐ゲングロスの（警備責任者としての）任命に障害がないことに対する同意が求められただけで、警備隊をいかに構築するのがよいかということについて、陸軍省に尋ねることは、余計であるとみなされた。」

56) Там же.

塞を整備することとなり、さらにはそこをめぐって日本との持久的戦闘がおこなわれ、その陥落がロシアの屋台骨を揺るがすことになるのであるから、この見解は皮肉なものに聞こえる。当時の海軍責任者が必要としないと断言していたのが旅順なのである。しかし海軍の責任者が熱望していた朝鮮半島南東を確保すれば、今度は日本との関係が直ちに悪化するであろう。他方、ウイッテから極東の混乱の責任を一手に押し付けられているムラヴィヨフは、旅順・大連の租借にあたり日本との友好関係を維持するために、海軍の朝鮮における活動をやめさせていることはすでに確認した。ロシアの極東政策を、白黒はっきりさせて描くことの危うさがここに確認できたのである。